

## 横瀬町広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、横瀬町有料広告掲載規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、町が発行する印刷物等の広告媒体に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 規則第2条第1号ウによる町長が別に定めるものとは、次に掲げる印刷物とする。

- (1) 町が作成する各種封筒(以下「町各種封筒」という。)
- (2) 町が作成するポスター(以下「町ポスター」という。)

### (種類)

第3条 町ホームページの広告の種類は、バナー広告(ホームページ上に掲載する広告で、当該広告の画像を選択することにより、当該広告を掲載しているものがインターネット上に公開している他の文書等の画像に切り替わるものをいう。)とする。

### (規格、掲載料金等)

第4条 広告の規格、掲載料金等は、別表第1のとおりとする。

### (原稿の作成)

第5条 広告の原稿は、広告掲載希望者の責任と負担により作成するものとする。

### (掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、別表第2のとおりとする。ただし、町の都合で町ホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて別表第2に定める間、掲載期間を延長するものとする。

### (募集)

第7条 広告掲載の募集は、町広報紙、町ホームページ又は回覧で行うものとする。ただし、町ホームページの募集について広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに限り行うものとする。

### (申込み)

第8条 規則第5条に規定する申込書は、様式第1号のとおりとする。

2 町広報紙及び町ホームページは、掲載希望月の前月1日までに、町各種封筒及び町ポスターは、町長が指定する期間内に申し込むものとする。

3 広告掲載を申込みできる枠数は、1事業者当たりそれぞれ1枠とする。ただし、町広報紙、町各種封筒及び町ポスターについて町長が認めた場合は、隣り合う2

枠まで申し込むことができるものとする。

4 町長は、申込みが広告枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(決定)

第9条 規則第6条に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(横瀬町ホームページの有料広告取扱要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 横瀬町ホームページの有料広告取扱要綱(平成19年告示第35号)

(2) 横瀬町広報紙広告掲載取扱要綱(平成20年告示第41号)

別表第1(第4条関係)

(1 広告枠につき)

	規 格			掲載料金	枠数	
	大きさ	位 置	その他			
町広報紙	縦60mm× 横80mm	紙面(1色刷り)のうち、最終 ページの前2ページの下段		5,000円	4	
町 ホームページ	縦50ピクセル× 横150ピクセル	トップページで町長が指定する位 置	データ容量: 5KB以内 形式: GIF/JPEG/PNG	1月につ き 8,000円	6	
町 各種 封筒	角形 2号	縦120mm× 横100mm	裏面	封筒質: カラー封筒 印刷: 1色刷り 印刷枚数: 10,000枚	50,000円	4
	長形 3号	縦90mm× 横100mm	裏面	封筒質: カラー封筒 印刷: 1色刷り 印刷枚数: 20,000枚	70,000円	2
町 ポスター	縦40mm× 横70mm	町長が指定する位置		25,000円	5	

別表第2(第6条関係)

	掲載期間	掲載延長期間	
町広報紙	1月	—	
町ホームページ	1月	連続して3時間以上24時間以内	1日
		連続して24時間を超え48時間以内	2日
		連続して48時間を超え72時間以内	3日
		連続して72時間を超え96時間以内	4日
		連続して97時間以上	閉鎖した時間を24で除して 得た数(1に満たない数は、 切り捨てる。)に1を加算 して得た日数
町各種封筒	掲載した封筒が なくなるまで (1年程度)	—	
町ポスター	1年	—	